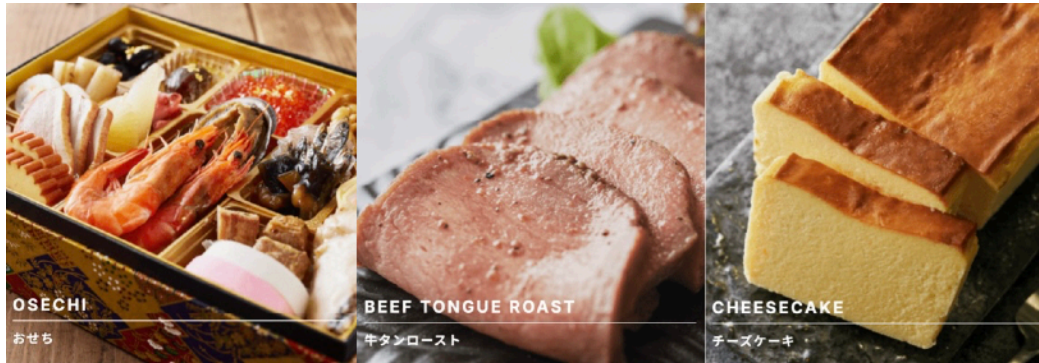


食品製造会社が、ひとり親家庭の経済的な支援を目的とした「商品モニター」を募集
ひとり親家庭に食品の商品モニターを依頼し、謝金を支払う業界初の取り組み
3月22日～5月27日 自社ホームページ・SNSで募集



グローフーズ株式会社ではおせち料理からスイーツまで様々な食品を製造しています

食品製造および商品開発を行うグローフーズ株式会社(本社：大阪府泉大津市 代表取締役：井ノ元豊、以下グローフーズ)は、ひとり親家庭の経済的な支援を目的とした「商品モニター募集企画」を実施します。食品会社が新商品を開発する際に、試作段階のサンプル品を消費者に食べてもらい、意見・感想を聞いて商品をブラッシュアップするという「商品モニター調査」を行うことがありますが、本企画はひとり親家庭に限定して商品モニターをしてくれる方を募集するものです。ひとり親家庭の経済的な支援を目的とした商品モニターの募集は、日本国内の業界初の試みとなります(当社調べ)。日本のひとり親世帯の相対的貧困率は約44.5%と非常に高く、OECD加盟国の平均(31.1%)を大きく上回っています。特に母子家庭の貧困率は顕著で、約2世帯に1世帯が相対的貧困状態にあるとされています。この社会課題を解決しようとする取組が本企画です。

～ 企画立案の背景 ～

グローフーズ代表 井ノ元豊は複雑な家庭で育ち、父子家庭と母子家庭の両方を経験しました。父親が仕事で帰りが遅い時や母親が夜の仕事に出掛けた時には、いつも兄弟だけで食事をしていました。給食のない日は一日一食の日もあり、家族が揃って食べた夕飯は特別に美味しく感じられました。そんな経験から、人が幸せになる「食」を提供したいと食品業界で働き始めました。その後、独立し、食品製造会社を起業して現在に至りますが、自身の生い立ちから、困っているひとり親家庭を放ってはおけないという思いで「こども食堂」への食品寄付などを行ってきました。しかし、寄付した食品を食べてもらうことでその日の食事の心配はなくなるものの、所得の低さに起因する進学率の低さなどの解決にはつながっておらず、ひとり親家庭の収入自体を増やさない根本的な問題の解決にはならないと常々考えていました。

食品メーカーでは、開発した試作品のブラッシュアップのために、調査会社を通して消費者に有償で試作品を食べてもらい、意見・感想を聞くという「モニター調査」を行なっていますが、このモニターを、ひとり親家庭限定で募集することで、「その日の食べ物の心配」と「ひとり親家庭の収入の増加」の両方の課題解決の一助になるのではないかと思います、本企画を立案しました。

～ 募集概要 ～

- ◆ 名称：ひとり親家庭限定 商品モニター募集 ◆ 応募期間：2025年3月22日(土)～5月27日(火)
- ◆ 募集内容：グローフーズから届いた食品を食べて、アンケートに回答していただける方(10家庭)を募集します。食品は無料でお召し上がりいただき、年間3万円の謝金をお支払いします。
- ◆ 応募方法：自社ホームページ・Facebook・ツイッターのアカウントにて ◆ 結果発表：2025年6月15日(日)

グローフーズでは「おもしろいを食卓に」を企業理念に掲げています。私が幼少期、母子家庭で兄弟4人と暮らしていた時、貧しくても母親が「機嫌よく作ってくれた料理」が美味しかったという体験が原点です。安全で美味しく場が和む「おもしろい」食品づくりや企画に取り組み、ひとり親家庭の支援に繋がりたいと思っています。



(代表取締役 井ノ元 豊)

【本件に関するお問い合わせ先】

公式サイト <http://glow-foods.jp/> →

グローフーズ株式会社 〒595-0035 大阪府泉大津市式内町4番16号

メール：glowfoods.camp@gmail.com 電話：090-5044-6060 広報担当：今井



添付資料 「厚生労働省 令和3年度 全国ひとり親世帯等調査」より

日本のひとり親世帯の相対的貧困率は約44.5%と非常に高く、OECD加盟国の平均(31.1%)を大きく上回っています。特に母子家庭の貧困率は顕著で、約2世帯に1世帯が相対的貧困状態にあるとされています。

【母子世帯と父子世帯の状況】

| | 母子世帯 | 父子世帯 |
|------------------------------|--|--|
| 1 世帯数 | 1 1 9 . 5 万世帯 (1 2 3 . 2 万世帯) | 1 4 . 9 万世帯 (1 8 . 7 万世帯) |
| 2 ひとり親世帯になった理由 | 離婚 7 9 . 5 % (7 9 . 5 %) [7 9 . 6 %] 死別 5 . 3 % (8 . 0 %) [5 . 3 %] | 離婚 6 9 . 7 % (7 5 . 6 %) [7 0 . 3 %] 死別 2 1 . 3 % (1 9 . 0 %) [2 1 . 1 %] |
| 3 就業状況 | 8 6 . 3 % (8 1 . 8 %) [8 6 . 3 %] | 8 8 . 1 % (8 5 . 4 %) [8 8 . 2 %] |
| 就業者のうち 正規の職員・従業員 | 4 8 . 8 % (4 4 . 2 %) [4 9 . 0 %] | 6 9 . 9 % (6 8 . 2 %) [7 0 . 5 %] |
| うち 自営業 | 5 . 0 % (3 . 4 %) [4 . 8 %] | 1 4 . 8 % (1 8 . 2 %) [1 4 . 5 %] |
| うち パート・アルバイト等 | 3 8 . 8 % (4 3 . 8 %) [3 8 . 7 %] | 4 . 9 % (6 . 4 %) [4 . 6 %] |
| 4 平均年間収入 [母又は父自身の収入] | 2 7 2 万円 (2 4 3 万円) [2 7 3 万円] | 5 1 8 万円 (4 2 0 万円) [5 1 4 万円] |
| 5 平均年間就労収入 [母又は父自身の就労収入] | 2 3 6 万円 (2 0 0 万円) [2 3 6 万円] | 4 9 6 万円 (3 9 8 万円) [4 9 2 万円] |
| 6 平均年間収入 [同居親族を含む世帯全員の収入] | 3 7 3 万円 (3 4 8 万円) [3 7 5 万円] | 6 0 6 万円 (5 7 3 万円) [6 0 5 万円] |

※ 令和3年度の調査結果は推計値であり、平成28年度の調査結果との比較には留意が必要。

※ () 内の値は、前回(平成28年度)調査結果を表している。(平成28年度調査は熊本県を除いたものである)

※ [] 内の値は、今回調査結果の実数値を表している。

※ 「平均年間収入」及び「平均年間就労収入」は、令和2年の1年間の収入。

※ 集計結果の構成割合については、原則として、「不詳」となる回答(無記入や誤記入等)がある場合は、分母となる総数に不詳数を含めて算出した値(比率)を表している。